

## 第7章 土 壤 汚 染

### 1 土壤汚染の現状

土壤が有害物質により汚染されると、その汚染された土壤を直接摂取したり、汚染された土壤から有害物質が溶け出した地下水を飲用すること等により、人の健康に影響を及ぼすことがあります。

全国的に見ると、近年、企業の工場跡地等の再開発等に伴い、重金属類、揮発性有機化合物等による土壤汚染が顕在化してきており、汚染状態が土壤汚染対策法の基準に適合しない土地（要措置区域又は形質変更時要届出区域）は年々増加していますが、本市においては平成30年度末現在、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が9件となっています。

### 2 土壤汚染対策法の概要

土壤汚染対策法（以下、この章において「法」という。）は、土壤汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている状況を踏まえ、国民の安全と安心の確保を図るため、土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施することを内容とするもので、平成14年5月に制定されました。法の対象物質（特定有害物質）とその基準は表7-2のとおりです。

しかしながら、近年、法に基づかない土壤汚染の発見の増加や汚染土壤の不適正な処理による汚染の拡散といった問題点が全国的に発生したことから、平成22年4月に法が改正され、土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による措置の内容の明確化、汚染された土壤の適正処理の確保に関する規定の新設等が盛り込まれました。さらに、平成30年4月に法が改正され、土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大、汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等、リスクに応じた規制の合理化等が盛り込まれました。

改正後の法の概要は、図7-2のとおりです。

### 3 土壤汚染対策法に基づく調査報告

平成30年度は、法第3条に基づく調査報告はありませんでした。

表7-2 土壤汚染対策法の対象物質と基準

特定有害物質 (法第2条)	指定基準(土壤汚染対策法施行規則第31条)	
	[直接摂取によるリスク] 土壤含有量基準	[地下水等の摂取によるリスク] 土壤溶出量基準
クロロエチレン	( 第 1 種 挥 発 性 特 定 有 机 化 合 物 质 )	検液1Lにつき0.002mg以下であること
四塩化炭素		検液1Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン		検液1Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン		検液1Lにつき0.1mg以下であること
1,2-ジクロロエチレン		検液1Lにつき0.04mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン		検液1Lにつき0.002mg以下であること
ジクロロメタン		検液1Lにつき0.02mg以下であること
テトラクロロエチレン		検液1Lにつき0.01mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン		検液1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン		検液1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン		検液1Lにつき0.03mg以下であること
ベンゼン		検液1Lにつき0.01mg以下であること
カドミウム及びその化合物	( 第 2 種 重 金 属 等 特 定 有 害 物 质 )	土壤1kgにつき150mg以下であること
六価クロム化合物		土壤1kgにつき250mg以下であること
シアノ化合物		遊離シアノとして土壤1kgにつき50mg以下であること
水銀及びその化合物		土壤1kgにつき15mg以下であること
うちアルキル水銀		検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物		土壤1kgにつき150mg以下であること
鉛及びその化合物		土壤1kgにつき150mg以下であること
砒素及びその化合物		土壤1kgにつき150mg以下であること
ふつ素及びその化合物		土壤1kgにつき4000mg以下であること
ほう素及びその化合物		土壤1kgにつき4000mg以下であること
シマジン	( 第 3 農 药 等 特 定 有 害 物 质 )	検液1Lにつき0.003mg以下であること
チオベンカルブ		検液1Lにつき0.02mg以下であること
チウラム		検液1Lにつき0.006mg以下であること
PCB		検液中に検出されないこと
有機りん化合物		検液中に検出されないこと

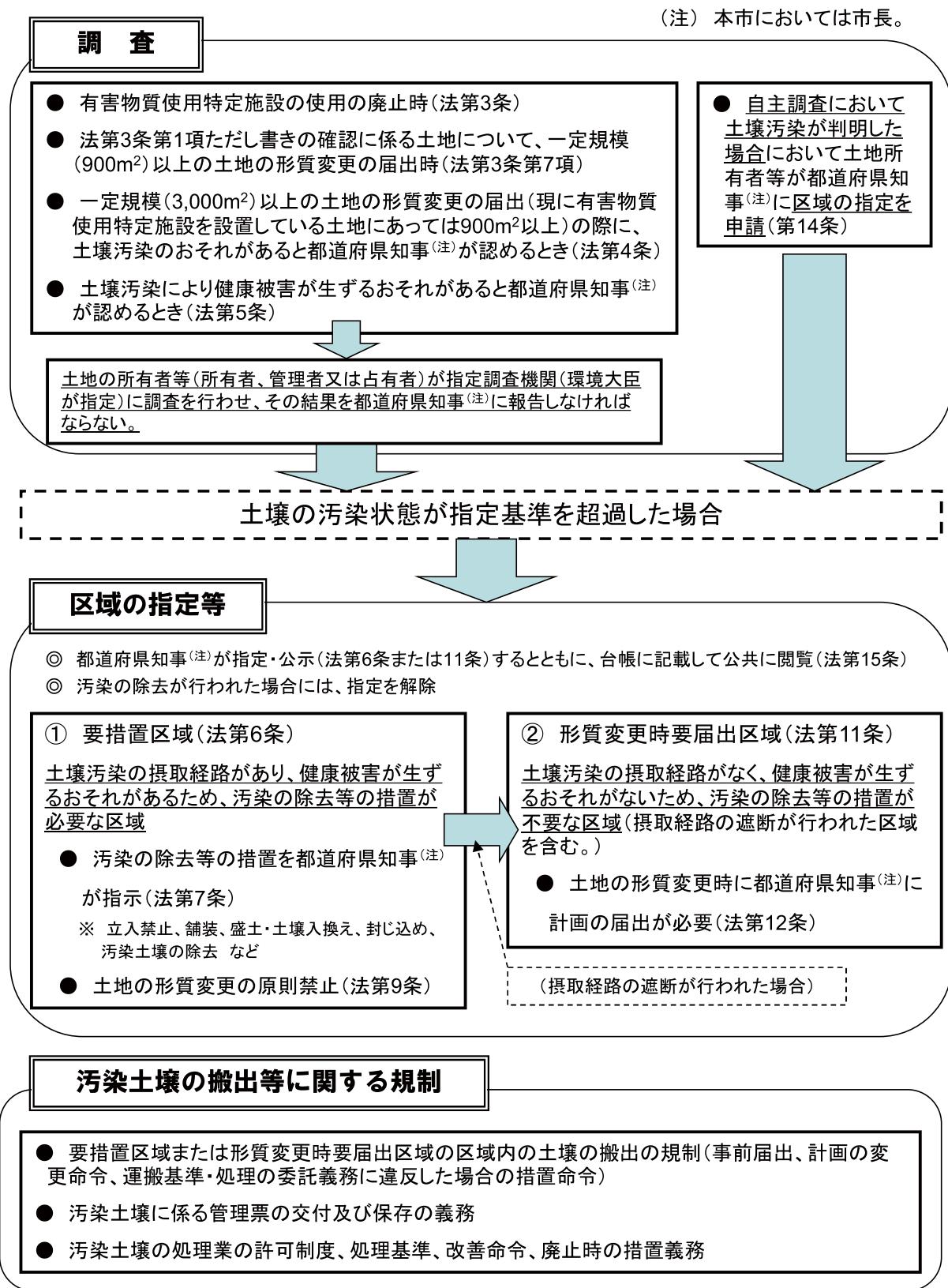


図7-2 土壤汚染対策法の概要